

亀山市総合福祉計画(骨子案) に対する意見への回答

【個別意見】

整理番号	該当ページ	項目	意見	回答
1	1	第1章 はじめに (1) 計画策定の背景	冒頭で「8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー」「頼れる身寄りのいない高齢者」を課題として挙げながら、第2章の課題整理にも第3章の体系にもこれらの記述がない。声を上げにくい人ほど、こうした課題の当事者である。実態把握又は調査の実施を計画に位置付け、体系のどの施策で受けるのかを示されたい。	「8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー」及び「頼れる身寄りのいない高齢者」については、調査による把握が難しい課題であるため、相談支援等の中で、把握に努める旨を記載するとともに、御指摘の点を踏まえ、それぞれ該当する項目の「今後の課題」の中で記載します。 また、体系については、主に基本施策「あらゆる生活課題に寄り添う相談支援」と「住み慣れた地域での安心な暮らしの支援」の2つの基本施策の中で具体的にお示しします。
2	3	第1章 はじめに (4) 計画の位置付け	地域福祉計画は、現計画において「成年後見制度利用促進計画」「再犯防止推進計画」を含む計画となっている。この骨子案においても努力義務とはいえ、「成年後見制度利用促進計画」「再犯防止推進計画」の内容を充実させるべきである。	両計画については、第1章(4)計画の位置付け(P3)において、包有する旨の記載をしております。両計画に関連する詳細な取組や内容については、「施策の方向」の中で記載を予定しています。
3			障がい福祉計画・障がい児福祉計画は法定の3年計画として本計画の外側に置かれ、介護保険事業計画は鈴鹿亀山地区広域連合が策定したものの一部再掲とされている。計画期間8年の本計画と、3年ごとに改定される法定計画の進行管理をどのように一体で行うのか（評価の時点、整合を図る手続き、広域連合との協議の場）を計画に明記されたい。	障がい福祉計画・障がい児福祉計画及び介護保険事業計画の委員が、本計画の委員を兼務しており、本計画の推進体制としてPDCAサイクルにより、毎年度、事業進捗の確認及び進行管理により関連する各計画との整合を図ってまいります。 また、鈴鹿亀山地区広域連合とは、高齢者福祉部署を通じて情報を共有し、本市の高齢者福祉と整合を図ってまいります。なお、本計画の進行管理の中で、その旨の記載を予定しています。
4	10	第2章 本市の地域福祉・障がい者福祉・高齢者福祉等を取り巻く状況と課題 (1) 地域特性の概況 ②人口動態に関する状況	平均寿命と健康寿命の差は、ケアが必要な年数であり、ここを縮めていくために健康寿命を伸ばす必要があることを書き添えるべきである。	平均寿命と健康寿命の表記は、本市の地域特性の中で人口動態の把握のため記載しています。健康寿命を伸ばす具体的な取組は、今年度策定中の「第2次亀山市健康まちづくり計画」において、包含されるものと考えております。
5	24 - 29	第2章 本市の地域福祉・障がい者福祉・高齢者福祉等を取り巻く状況と課題 (3) 現計画の主な成果と課題	地域福祉計画の今後の課題には、「地域の防災対策の充実」が挙げられている。現在の障がい者福祉計画に「個別避難計画」や「防災」に関する記述がないのに、骨子案に課題として挙げられている。また、現在の高齢者福祉計画とこの骨子案にはいずれも「防災」に関する課題の記述はない。 災害対策基本法の改正を受け、福祉が災害対応の中で重視されていることから、「防災」の記述を充実させるべきである。	障がい者福祉計画については、第2章(3) 現計画の主な成果と課題の「今後の課題」(P27)に記載しています。 高齢者福祉については、御指摘の点を踏まえ、第2章(3) 現計画の主な成果と課題の「今後の課題」(P29)に記載し整理します。 また、これまでの各計画においても防災に関する記述はあり、福祉と防災が連携した防災対策については、本計画においても施策の中で記載します。
6	26 27	第2章 本市の地域福祉・障がい者福祉・高齢者福祉等を取り巻く状況と課題 (3) 現計画の主な成果と課題	障がい者福祉計画は障がい児福祉計画も包含している。 国では医療的ケア児支援法が改正されるなど法改正の動きもあり、市が持っている課題も計画に落とし込むべきである。	御指摘の点を踏まえ、第2章(3)現計画の主な成果と課題の「今後の課題」(P27)に記載するとともに「施策の方向」で記載します。
7	33	第2章 本市の地域福祉・障がい者福祉・高齢者福祉等を取り巻く状況と課題 (4) 計画を取り巻く課題の整理 ⑪虐待防止と権利擁護について	成年後見制度利用促進計画を内包するとしながら、中核機関の設置に関する記述がない。中核機関の位置付け、市長申立ての件数、報酬助成の実績（助成9件の記載のみあり）を示した上で、権利擁護支援の体制を明記されたい。	御指摘の点を踏まえ、市長申立ての件数及び報酬助成の実績は、第2章(3)現計画の主な成果の「主な取組実績」(P26・P28)に記載し、中核機関の位置付け及び利権護支援の体制は、「施策の方向」で記載します。
8	34	第3章 計画の基本的な考え方 (1) 基本理念	「地域住民一人ひとりが役割を持ち、互いに支え合いながら自分らしく活躍できる地域社会を形成することが求められている」としているが、誰から、誰に対して求められているのかが明確ではない。また、全ての住民が何らかの役割を担い、活躍することを前提とすることが、本当に地域住民のニーズや望む地域社会の姿を反映しているのかについても検討が必要である。「求められている」とする根拠を明確にするとともに、住民一人ひとりの意思や多様な暮らし方を尊重した表現とすべきである。	この表現は、厚生労働省が示す「地域共生社会」の実現に向けての考え方に沿ったものです。 御指摘のとおり、「役割」という単語は、義務や固定の役目と捉えられる表現でもあるため、「住民一人ひとりの意思や多様な暮らし方を尊重した表現」となるよう修正します。また、これに伴い、基本目標と基本施策の表現も一部修正します。

【個別意見】

整理番号	該当ページ	項目	意見	回答
9	35	第3章 計画の基本的な考え方 （2）基本目標 及び新旧比較表	認知症施策推進計画を新たに内包するとしながら、旧計画にあった「認知症高齢者に寄り添うまちづくり」は5つの施策に分散し、認知症を冠した項目が体系から消えている。本市の認知症高齢者は1, 444人、高齢者の10.7%である。施策に位置づけるべきである。	御指摘の点を踏まえ、第3章(5)計画の体系(P38)の基本目標③の施策の方向「虐待防止と権利擁護の推進」に「認知症施策」を加え、「認知症施策・虐待防止と権利擁護の推進」に修正します。
10	37	第3章 計画の基本的な考え方 （4）亀山らしい「包括的支援」の充実・強化について	全施策の横串と位置付けながら、本文は5段落とイメージ図にとどまり、誰が、どの窓口で、何を担うのかが分からない。重層的支援体制整備事業は令和7年で延べ相談1, 619件に達しており、実施体制や人員配置をどう厚くするかを含めて具体化されたい。	3つの計画を統合した最大の意図としましては、複雑化、複合化する福祉課題に分野横断で効果的に対応するためであり、関係機関とも連携し、包括的支援体制の更なる充実に努める旨を「施策の方向」の中で具体的に記載を予定しています。
11	38	第3章 計画の基本的な考え方 （5）計画の体系	住み慣れた地域での安心な暮らしの支援における施策の方向として、高齢化による免許返納者の増加に伴い、移動手段の充実を追加するべきである。	福祉的な移動支援については、「施策の方向」で記載を予定しています。
12	38	第3章 計画の基本的な考え方 （5）計画の体系 ●災害や緊急時の安心・安全対策の充実	避難行動要支援者名簿の登載者数、個別避難計画の作成件数と作成率、福祉避難所の指定状況が骨子案に一つも示されていない。まず現状の数値を明示した上で、計画期間内の個別避難計画作成率の目標を設定されたい。あわせて福祉避難所の事前指定と災害時の要配慮者支援（避難生活での介護・医療の継続）を施策として明確に位置付けられたい。	避難行動要支援者名簿の登録者数及び個別避難計画の作成件数は、第2章(3)現計画の主な成果と課題の「主な取組実績」(P24)に記述し、福祉避難所の指定状況は、「主な取組実績」(P26・28)に記載します。 個別避難計画作成率の目標は、防災部局と協議し「施策の方向」で記載を予定しています。 福祉避難所の事前指定と災害時の要配慮者支援は、第2章(3)現計画の主な成果と課題の「今後の課題」(P27・29)及び(4)計画を取り巻く課題の整理(P33)と「施策の方向」で記載します。
13		新旧比較表	「医療的ケア児の支援の充実」「療育体制の充実」「特別支援教育の充実」「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」「在宅医療・介護に係る多職種連携の強化」が、いずれも「包括的支援体制の充実」に一括して吸収されている。行政の整理としては分かるが、当事者や家族から見ると自分に必要な支援がどこに書かれているのか分からなくなる。施策の展開の段階では、吸収された項目の名称を残して記述されたい。	御指摘のとおり、「施策の方向」でそれぞれの名称の記載を予定しています。